

環境問題啓発用絵画 ポスターコンクール 作品募集



- ▽対象 市内の小学校4年生〜中学校3年生
- ▽テーマ
 - ごみの分別、リサイクルをしよう
 - 食べ残しを減らそう
 - プラスチックごみを減らそう
 - 使い捨てをやめよう
- ▽規格 四つ切(おおむね54センチ×38センチ)
- ▽賞 最優秀賞、優秀賞、佳作(※参加賞あり)
- ▽入賞作品展示 (11月28日(月)〜12月3日(土)を予定)
- ▽その他

●応募作品は手書きとします。テーマに合わない作品、立体性のある作品(のり等を用いて貼り付けたもの)、2人以上の共同作品は審査対象外です。

※応募作品は、未発表のオリジナルのもの1人1点とし、他の著作権や商標、その他第三者の権利を侵害しないものに限ります(著作権などに問題が生じた場合、市では一切の責任を負いません)。

第27回あきる野市「家庭の日」推進事業 絵画・作文・ポスター募集

最優秀賞 新井弥恵さん

秋川幼稚園
キャンブに
よるはなびを
しました



- 入賞作品は、広報あきる野への掲載・展示の際に氏名・学校名・学年を掲載します。
- 応募作品は、広報あきる野の市ホームページ、庁舎内などに掲示することがあります。
- 入賞者へは、10月下旬に通知します。
- ▽応募方法 学校から配付される応募用紙を作品の裏面(右下)のり付けの上、9月5日(月)までに学校へ提出してください。
- ▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

- 毎月第2日曜日を「家庭の日」と定めています。「家庭の日」推進事業の一環として、「豊かな心の育成・明るく家庭づくり」を推進するために、絵画、作文、ポスターを募集します。
- ▽対象
 - 絵画：市内在住・在園の幼児
 - 作文：市内在住・在学の小学生
- 電子申請：市ホームページからも申込み可能です。スマートフォンからの申込みは、2次元コードを利用してください。
- 往復はがき：往復はがきに、講座名・住所・氏名(参加者全員)・電話番号・年齢を記入して送付してください。
- ▽申込み・問合せ 二宮考古館(〒197-0814 二宮1151、☎559-8400)

「二宮考古館夏休み体験教室第2弾」 まが玉づくり



夏休みの自由研究におすすめの教室です。古墳時代のアクセ

- サリートを簡単に楽しめる方法で作ります。
- ▽日時 8月4日(木) 午後1時〜3時30分
- ▽場所 二宮考古館
- ▽講師 文化財係職員
- ▽対象 小学生以上(小学4年生以下は保護者同伴)
- ▽定員 4組(1組4人まで)(抽選)
- ※体験されない保護者は、その旨を記入してください。
- ▽費用 100円
- ▽締切り 7月24日(日)必着
- ▽申込み方法

電子申請



あなたのために大切な人、地域を守るために 消防団員募集中

- ポスター：市内在住・在学の中学生
- ▽規格：絵画・ポスター 画用紙の大(4つ切)か小(8つ切)
- 作文：1200字以内
- ▽テーマ
 - 絵画：「家庭の日」「保育園・幼稚園」にちなんだもの(例「家族と一緒に過ごして楽しかったこと」「友達とのふれあい」など)
 - 作文：「家庭の日」「学校」「ボランティア活動」「わが街あきる野市」にちなんだもの(例「食事を通じた家族とのふれあい」「先生とのふれあい」「お年寄りや障がいのある人とのふれあい」で感じたこと)「私の好きな『あきる野』(など)」
- ポスター：家庭の内外での家族のふれあい、家庭の楽しさや家族の情愛、家庭と地域のふれあいなどを描いたもので、「家庭の日」を周知する内容のもの

犬、猫の飼い主の方へ マナーを守りましょう



犬、猫の意見・苦情が市に寄せられております。マナーについて考えてみましょう。

犬、猫のフン・尿の放置は不衛生です

犬の散歩の際はフン・尿を放置したままにせず、フンは必ず持ち帰り、尿には水を十分にかけて流すなどの配慮をしてください。猫は放し飼いにせず屋内のトイレを覚えさせましょう。

ノーリードでの犬の散歩は危険です

リードを付けずに散歩すると、思わぬ事故につながる可能性があります。犬の安全のためにもリードはしっかりと付け、確実に制御できるようにしましょう。伸びるリードを使用している方も、事故防止のため不必要にリードを伸ばさないようにしましょう。

猫の放し飼い

猫は室内飼いが基本です。屋外では交通事故や、感染症などの危険があります。また、放し飼いにすると、地域住民の皆さんにフン・尿で迷惑をかけることもあり、車やバイクにひつかり傷をつけるなど、トラブルの原因にもなります。室内に上下運動のできる場所を作り、専用のトイレやつめときなどを用意

し、不妊去勢手術をすることが室内飼いのコツです。

飼い主のいない猫

飼い主のいない猫を捕獲・駆除して欲しいという相談もありますが、猫は愛護動物であり、市では捕獲・駆除を行うことができません。

飼い主のいない猫への餌やり、世話

かわいそうだからと餌を与えるだけでは、子猫が次々に生まれる不幸な猫が増えるだけです。無責任な餌やりは、生活環境被害によるトラブルにも発展します。飼い主のいない猫の世話をする場合、地域や周りの住民の方々の理解を得る、置き餌はせず、フン・尿の始末をして衛生に配慮するなど、トラブルとならないような世話を心がけてください。

犬、猫を捨てることは犯罪です

あなたの大切な家族、新しい命を捨てないでください。犬、猫を捨てることは犯罪行為です。捨てられた犬、猫は、多大な苦痛を与えられます。衰弱、感染症、交通事故にあうなど、ほとんどが悲惨な末路をたどります。また、遺棄すると「動物の愛護及び管理に関する法律」により、100万円以下の罰金にも科せられます。飼い主の身勝手な命を奪うことのないようにしてください。

飼い犬の登録

狂犬病予防の観点から、犬の所有者は、区市町村に犬の登録をしなければならないと定め

られています。狂犬病は日本、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドなど一部の地域を除いて、全世界に分布し、今でも世界で毎年3万人以上の人々が亡くなっています。発症すれば、ほぼ100%死亡すると言われています。万が一日本で狂犬病が発生した場合に迅速な対応をとるためにも、行政が、日頃から飼い犬がどこに何頭いるのかを把握しておくことが大変重要です。登録は、犬を飼う人の義務ですので、必ず飼い犬の登録をしましょう。

狂犬病予防注射済票の交付

年1回の飼い犬への狂犬病予防注射をして、注射済票の交付を受けましょう。注射済票を首輪に付けることにより、感染の危険性の低い犬であることが、外見的にわかるようになり、周囲の方への安心感にもつながります。

問合せ 健康課予防推進係

屋外での焼却行為

屋外での焼却行為は、都の条例などで原則禁止されています。※次の例外があります。

- どんど焼きなど(伝統的行事、風俗慣習上の行事に伴うもの)
- キャンプファイヤーなど(学校行事、社会教育活動上必要なもの)
- 病害虫防除、肥料作り、土壌改良など農業や林業を営む上で行わざるを得ないものなど

※例外的焼却行為でも、周辺環境への影響を配慮し、近所の理解を得るなどの最大限の配慮をしてください。

▽問合せ 生活環境課生活環境係(ごみ等の焼却行為)、農林課農政係(農地での焼却行為)